

すいた里親道路制度 活動の手引き

住民と行政の連携による
地域に愛される美しい道づくり

すいた里親道路制度とは

日々利用する道路を我が子のように育てていくというコンセプトのもと、地元自治会や企業等の団体が、吹田市が管理する道路の一定区間を清掃や緑化等のボランティア活動を通じて美化していただくことで、きれいな道路づくりを行政と協働で推進する制度です。

里親団体の役割

活動区間において、原則月1回以上の美化活動を実施します。

美化活動の内容

- ・ 空き缶・散乱ゴミ等の収集及び清掃
- ・ 除草・植栽及び散水
- ・ 道路施設の状況等（道路陥没・不法投棄物の発見など）情報の提供
- ・ 活動報告書の提出（FAX、郵送、メール、電子申込システムで受付）
- ・ その他里親団体が行う道路等の美化及び清掃活動に伴うもの

報告書の提出回数 ※道路に異常を発見した際の連絡は随時お願いします

（清掃団体）年度末に1回

（清掃 + 花壇管理団体）花苗配布翌月（最大3回） + 年度末

市の役割

- ・ 清掃用具（ゴミ袋・軍手・ほうき・ちりとり等）の貸し出し
- ・ 里親道路団体が活動中に収集したゴミの回収、処理
- ・ 里親道路制度の標示板（サインボード）の設置
- ・ 傷害保険の加入手続き（別紙「すいた里親道路活動における保険について」のとおり）
- ・ 管理花壇に必要な物品（花苗、土、肥料等）の配布 など

活動参加申し込み

里親希望団体は、すいた里親道路申込書、団体を構成する者の名簿及び団体条例を添えて市に提出してください。

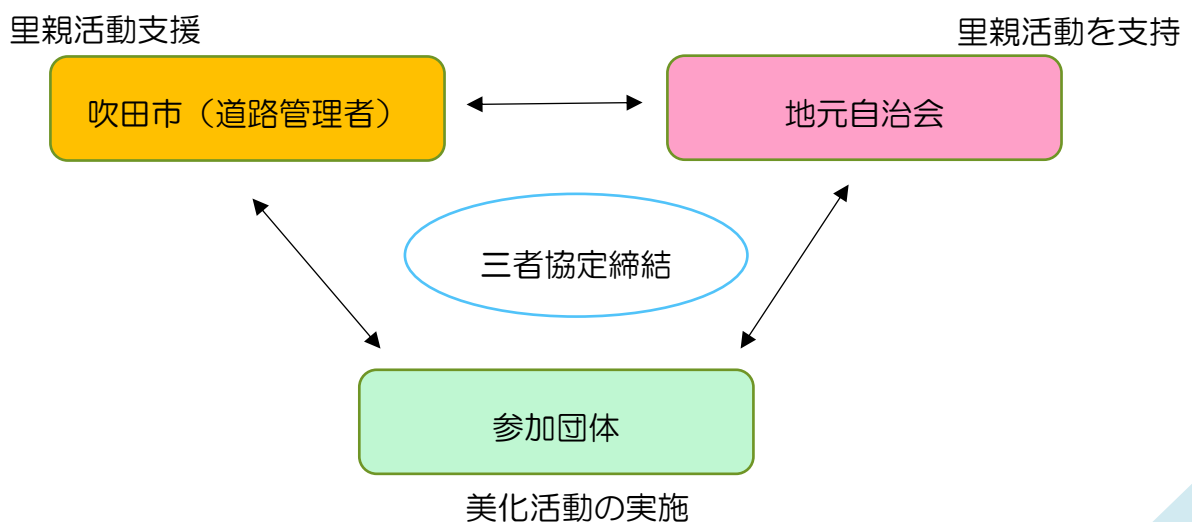
協定の締結

市は、申し込み内容を精査、確認のうえ、「すいた里親道路協定書」を作成し、参加団体・市・地元自治会の3者協定を締結します。

里親名称の決定

サインボードに記載する名称は、「すいた里親道路・〇〇〇」とし、参加団体と吹田市が協議して決定します。なお、〇〇〇の欄は原則、活動区間の道路愛称や地名等とします。

里親道路制度の仕組み



活動にあたってのマナーとルール

市道は、公共スペースです。公共スペースで活動する際は、関係法令を遵守するとともに、通行者や住民と活動団体の皆さんが安全で気持ちよく活動を継続できるよう、次のマナーとルールを守ってください。

安全に活動するためのマナー

- * 道路は、多くのひとが利用する公共スペースです。活動団体の皆さんが、安全に楽しく活動することができるよう、通行や利用の妨げにならないよう配慮しましょう。
- * 活動で使用する用具は、取り扱いに注意しましょう。また、活動後、用具は持ち帰りましょう。
- * 事故やトラブル等が発生した場合は、土木部道路室（06-6872-6114）へ連絡し、必要があれば、すみやかに警察や消防へ連絡してください。

守るべきルール ※活動にあたり、してはいけないこと※

- × 活動場所や貸与物品を私物化すること
- × 個人や活動団体のものを道路上に放置すること
- × 市の承諾なく、道路上に倉庫等を設置すること
- × 市の承諾なく、土地や管理施設の形状を変更すること
- × 市の承諾なく、配布以外の草花を植えること（添え木・柵の設置等を含む）
- × 刈払機等を使用すること
- × 企業等の宣伝看板や広告を設置すること
- × 樹木を植えること
- × 野菜、果物、果実を栽培すること

活動の終了について

活動の継続が困難になったときは、土木部道路室（06-6872-6114）へ連絡してください。協定解除の手続きをおこないます。

なお、下記（1）～（4）に該当する場合は協定を解除することがあります。

- （1）ルール違反があり、改善・是正が見込めない場合
- （2）概ね1年間活動実態が確認できない場合
- （3）団体代表者と長期間連絡がとれなくなった場合
- （4）その他、団体の美化活動が適当でないと吹田市が判断した場合

この活動の手引きは、必要に応じて見直します。

担当室

吹田市 土木部道路室（管理グループ）

TEL: (06) 6872-6114

FAX: (06) 6831-9674

活動の手引き作成日：令和2年3月31日